二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　平糠沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線（標柱十二号と十三号については、昭和五十八年建設省告示第千九百六十二号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　岩手県二戸郡一戸町奥中山
　字西田子　六三七番二　一号
　六三七番一　二号から四号まで
　六三六番　五号
　六二九番四　六号から八号まで
　九号
　六二五番　十号
　六二四番一　十一号、十二号及び十五号
　六二四番一地先道路敷　十三号
　六〇七番二六　十四号
　六〇七番二七　十六号及び十八号から二十三号まで
　六二四番四　十七号
　六二三番一　二十四号から二十九号まで
　六二〇番一　三十号から三十二号まで
　六一八番一　三十三号
　六一八番三

○国土交通省告示第三百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5173号	磁気コンパスの羅盤	株式会社佐浦計器製作所	埼玉県さいたま市桜区大久保領家339番1号

○国土交通省告示第三百六十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5177号	自動操舵装置（船首方位制御方式のもの）	ＨＣＳ－9000	東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田２丁目16番46号

○国土交通省告示第三百六十七号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月六日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－286号	火災の危険の少ない家具及び備品（寝具類）	ＤＳ－ＢＬＡＮＫＥＴ－ＥＣＨＯ	大船装飾株式会社	大阪府大阪市西区本田２丁目６番10号
第Ｆ－292号	表面仕上材（表面床張り材）	ＤＳ－ＴＩＬＥＣＡＲＰＥＴ	〃	〃

○海上保安庁告示第三十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度五六分〇九秒東経一四〇度一〇分二〇秒、北緯四〇度三八分東経一四〇度四四分三五秒、北緯四〇度三九分〇六秒東経一四〇度一一分、北緯四〇度〇五分四〇秒東経一四〇度五八分四六秒、北緯四〇度五九分五三秒東経一四〇度〇〇分五二秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年四月一日から平成二十六年六月十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第十一号（平成二十六年三月二十一日発行）、一管区水路通報第十号（平成二十六年三月二十日発行）、二管区水路通報第十号（平成二十六年三月十四日発行）、九管区水路通報第十一号（平成二十六年三月二十日発行）

○海上保安庁告示第三十九号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年三月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	横浜根岸東京瓦斯第一号灯浮標
位置	
所在地	京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北北西方約二・三キロメートル）
北緯	三五－二三－四九
東経	一三九－三八－四七
廃止年月日	平成二十六年一月十四日
名称	横浜根岸日清オイリオ第一号浮標
位置	
所在地	京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北北西方約二・三キロメートル）
北緯	三五－二三－四九
東経	一三九－三八－四七
廃止年月日	平成二十六年一月十五日

○海上保安庁告示第四十号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年三月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	伏木外港東防波堤北端第一号灯浮標
位置	
所在地	富山県伏木富山港外港（伏木外港北防波堤東灯台の西方約四四〇メートル）
北緯	三六－四八－〇四
東経	一三七－〇四－一三
廃止年月日	平成二十六年一月十四日
名称	伏木外港東防波堤北端第三号灯浮標
位置	
所在地	富山県伏木富山港外港（伏木外港北防波堤東灯台の西北西方約五四〇メートル）
北緯	三六－四八－〇七
東経	一三七－〇四－〇九
廃止年月日	平成二十六年一月十四日
名称	横浜根岸日清オイリオ第一号浮標
位置	
所在地	京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北北西方約二・三キロメートル）
北緯	三五－二三－四九
東経	一三九－三八－四七
廃止年月日	平成二十六年一月十五日

○海上保安庁告示第四十一号

光達距離の変更について、次のように告示する。

平成二十六年一月十五日

東京瓦斯株式会社管理

名称	伏木外港東防波堤北端第一号灯浮標
位置	
所在地	富山県伏木富山港外港（伏木外港北防波堤東灯台の西方約四四〇メートル）
北緯	三六－四八－〇四
東経	一三七－〇四－一三
廃止年月日	平成二十六年一月十四日
名称	伏木外港東防波堤北端第三号灯浮標
位置	
所在地	富山県伏木富山港外港（伏木外港北防波堤東灯台の西北西方約五四〇メートル）
北緯	三六－四八－〇七
東経	一三七－〇四－〇九
廃止年月日	平成二十六年一月十四日
名称	横浜根岸日清オイリオ第一号浮標
位置	
所在地	京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北北西方約二・三キロメートル）
北緯	三五－二三－四九
東経	一三九－三八－四七
廃止年月日	平成二十六年一月十五日

○海上保安庁告示第四十二号

灯質の変更について、次のように告示する。

平成二十六年三月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	伏木外港東防波堤北端第一号灯浮標
位置	
所在地	富山県伏木富山港外港（伏木外港北防波堤東灯台の西方約四四〇メートル）
北緯	三六－四八－〇四
東経	一三七－〇四－一三
灯質	群閃緑光　毎六秒に二閃光
名称	伏木外港東防波堤北端第三号灯浮標
位置	
所在地	富山県伏木富山港外港（伏木外港北防波堤東灯台の西北西方約五四〇メートル）
北緯	三六－四八－〇七
東経	一三七－〇四－〇九
灯質	群閃緑光　毎六秒に二閃光

○海上保安庁告示第四十三号

灯質の変更について、次のように告示する。

平成二十六年三月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	松山港吉田浜防波堤灯台（愛媛県松山市）の西方約二・〇キロメートル
位置	
北緯	三三－五〇－四一
東経	一三二－四〇－三一
灯質	群閃緑光　毎六秒に二閃光
名称	松山空港沖第一号灯標
位置	
北緯	三三－五〇－四一
東経	一三二－四〇－三一
灯質	群閃緑光　毎六秒に二閃光